

東浦小・中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月30日 改訂

- (1) この方針は、「子どもの権利・人権が保障され、意識としてもそれが定着する学校づくり」に向けた指針とし、全教職員が共通理解、共通実践のもと、人権意識を高めるものとする。
- (2) この方針は、あくまでも基本方針であり、日々の観察や相談活動および学校評価（内部・外部）により、学校は改善に努めるものとする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめ防止に正面から取組、安心して楽しく学べる学校づくりを目指します。
- (2) いじめの早期発見・いじめ事案への対処（事案対処）・いじめの解消に向け、「教員の感性・教員の意識・教員の組織力」を高め、迅速・適切な指導に徹します。
- (3) 児童生徒の学力を保障し、教育活動全体を通して「自己有用感」を育てます。

2 いじめの定義と判断

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（起こった場所は学校の内外を問わない・インターネットを通じて行われるものを含む）

また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性を見た上で、いじめに該当するか否かを判断する。

(注1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組を児童や保護者に伝えている。
- ・児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童生徒や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

(3) いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

①児童生徒がいじめ問題について主体的に考え、住みよい学校づくりに向け自ら活動できる集団づくりに努める。

☆児童会、生徒会活動の充実

- ・児童生徒には、日頃から、いじめ行為が人権侵害、犯罪行為であることを認識さ

せ、児童会や生徒会が中心となっていじめのない住みよい学校風土を築き上げる。

②道徳・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方についての学習を深める。

☆道徳の授業および体験活動の充実

- ・道徳の授業や体験活動を充実させ、「命の尊さ・思いやりの心・協力心・感謝の念等」について学習する機会を確保する。

③インターネットやSNS等に関する指導を行う。

☆インターネットやSNS等の使用に関する学習の充実

- ・道徳や学活でインターネットやSNS等の正しい利用や注意、問題点に関する授業を実施し、意識付けを行う。
- ・「ひまわり教室」等を利用し、インターネットやSNS等使用に関わる犯罪について学習する機会を確保する。
- ・児童会、生徒会による「君を守ルール!!!!!!」遵守の呼びかけをする。
- ・保護者に対する、家庭でのルールづくりや家庭環境、学習環境づくりの啓発をする。

④学校生活や家庭生活などでの悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

☆相談活動の充実と職員研修の充実

- ・スクールカウンセラーと児童生徒、および教員との面談を実施する。

⑤教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

☆教員の体罰の防止、人権意識の高揚

- ・教員の体罰の禁止に向けた研修の実施や、実態把握に向けた管理職の巡回やアンケート調査等を実施する。
- ・教員の不適切な発言や対応が無いよう、常日頃から人権意識を高め、いじめに対する危機感を高めておく。

⑥常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る

☆児童生徒の実態把握による、問題点の洗い出しと改善策の協議

- ・「心と体の元気チェック」からの問題点の洗い出しや、その問題点についての改善策を検討する組織（いじめ防止・対策委員会 生徒指導委員会）を実動させる。

⑦教員研修の充実、相談体制の整備を図る。

☆週に一度の終礼と、月に一度以上の会議とで情報交換を行い、児童生徒の理解と情報の共有、指導体制の組織化を図る。

- ・発達障害をふくむ障害のある児童生徒、帰国子女や外国籍を持つ児童生徒、性同一性障害等の性的指向・性自認に係る児童生徒、被災して避難を強いられている児童生徒に対しては、特に必要な配慮を検討し、適切な支援を行う。また、保護者との連携や他の児童生徒に対する必要な指導を組織的・計画的に行っていく。

- ・特に配慮が必要な児童生徒について、日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

☆現職教育の充実と、相談体制の見直し

- ・教員の指導力向上（学習指導力、生徒指導力、学級経営力、コミュニケーション力等）に向けた、管理職による研修を企画する。
- ・スクールカウンセラーを交えたケース会議を実施する。

⑧地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

☆地域や関係機関との連携

- ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努める。
- ・家庭・地域・学校協議会などに、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、共通認識に立って、いじめの発見および情報提供に協力を求める。
- ・関係機関（警察・児童相談所・家庭裁判所等）との情報交換を定期的に図る。

(4) いじめの早期発見

いじめは、教員や親の目に届きにくいところで発生しており、早期発見に向けて、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

①児童生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、連絡ノート、個別面談 等)

☆アンケート調査

- ・いじめを含めた生活アンケート「心と体の元気チェック」を毎月行い、児童・生徒の心身の状態の把握につとめる。
- ・「いじめ調査」を、学期はじめや長期休業中明けなど、人間関係上の不安を感じる時期に年3回実施する。

☆連絡ノートの交換

- ・担任は、日々の連絡ノートに目を通し、児童生徒の気持ちの変化や訴えを敏感に捉え、必要に応じて個別面談を行う。

☆個別面談の実施

- ・生活アンケート後の個別面談の実施等、相談活動を充実する。
- ・年2回、教育相談週間を設け、生徒の悩みや気がかりな点の把握に努める。

②複数の教員の目により行動を注視する。(校舎内外の巡視体制づくり 等)

☆校内巡視の体制づくり

- ・休み時間や昼休み、放課後の児童生徒の行動を観察し、気になる様子に目を配る。また、言動やグループの変化、衣服の汚れなどにも目を配り、普段と異なる様子が見られる場合には、教員から努めて声をかけ様子をたずねる。教員間の情報交換や保護者と情報交換により、変化に気づく体制を整える。

③保護者や地域からの情報提供と情報の共有化

(家庭訪問、教育懇談会、電話訪問、お便り等)

☆保護者との情報連携

- ・必要に応じ電話や家庭訪問を通して、児童生徒の学校の様子、家庭の様子について担任と保護者が情報を共有することで、常に、学校と保護者との連携体制を強化し、信頼関係を築く。
- ・教育懇談会やお便りをとおして、保護者にいじめ問題に対する理解と早期発見に向けた協力と情報提供を呼びかけ連携を図る。

④地域と日常的に連携を図る。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

☆地域や関係機関との連携

- ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努める。
- ・家庭・地域・学校協議会などに、いじめに対する学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識に立って、いじめの発見および情報提供に協力を求める。
- ・犯罪に絡む行為や「重大事態」の要因となっている行為などについては、関係

機関（警察・児童相談所・家庭裁判所等）との情報連携、行動連携を強化し、必要に応じ連絡会を開催し対策を練る。

（５）いじめの事案対処

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。また、いじめ問題が「重大事態」につながるような深刻な場合は、教育委員会や警察とも相談し組織的に対応する。

- ①いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細で正確な事実確認を行う。
- ②学級担任等が一人で抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は、事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめる児童生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤犯罪につながる行為に対しては、早期に警察等に相談をして協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、当該児童生徒の保護者と継続的な情報交換を行う。
- ⑦必要に応じて、スクール・ソーシャルワーカーや敦賀市が設置しているスクールサポーターの活用を図り、多面的に対応にあたる。
- ⑧PTA 役員との連携を図り、情報収集を行う。

（６）いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにし、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の２つの要件が満たされており、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上（さらに長期の期間が必要な場合は、校長の判断により期間を設定する）経過するまで、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する。
- ②①の期間が経過しても行為が止んでない場合は、改めて相当の期間を設定し、状況を注視する。
- ③いじめに係る行為が止んでいるかどうかは、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、校長が被害児童生徒本人及びその保護者に対しての面接等で確認して判断する。
- ④校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通す。
- ⑤「いじめ対応サポート班」は、いじめが解消するまで、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。
- ⑥いじめが解消している状態に至っても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

（７）いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第 23 条に基づく義務）

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止・対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ防止・対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

(構成員) 校長、小教頭、中教頭、生徒指導主事、担任、
養護教諭、教育相談担当、SC 等

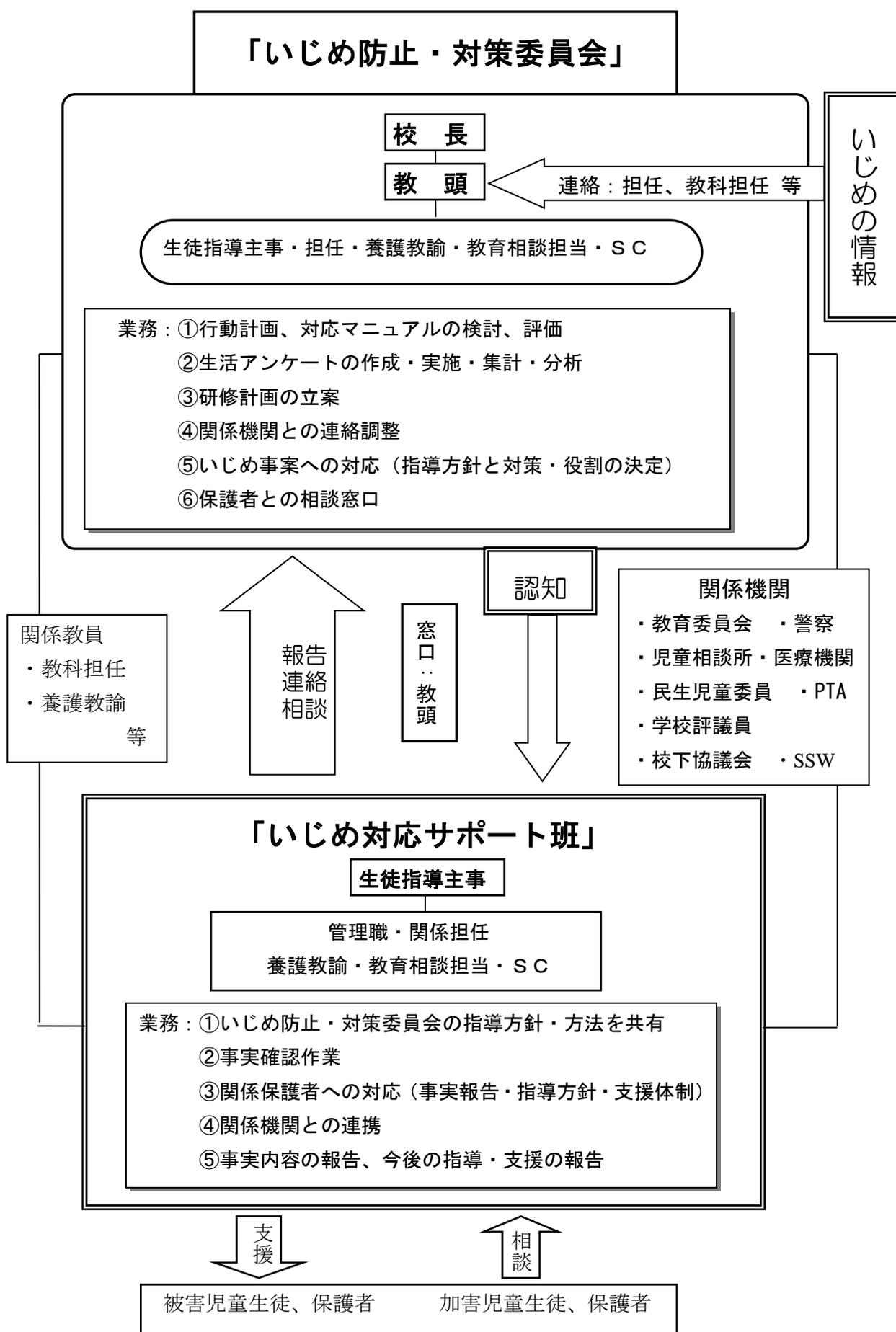
- (活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、児童・生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（保存期間：3年）※保存期間は各市町の文書管理規則等に基づく
 - ・いじめの認知 「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組を行います。

(構成員) 管理職、生徒指導主事、関係担任、養護教諭
教育相談担当、SC 等

- (活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
 - ・いじめ防止・対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童生徒やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童生徒への指導やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



[4～6月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ防止・対策委員会 ① 職員会議 「日記」での児童とのやりとり 学級懇談会 PTA 総会	入学式・1年生を迎える会					
		心と体の元気チェック（4月）（記名式）					
		SCによる面談					
5 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ② 職員会議	心と体の元気チェック（5月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		体育大会（絆を強める）					
6 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ③ 職員会議	心と体の元気チェック（6月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		第1回 いじめ調査（6月）（記名式）					
		教育相談週間					

[7～9月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ④ 職員会議	心と体の元気チェック（7月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		みかん摘果（縦割り・地域の方との交流）					
		ひまわり教室（SNSのトラブルなど）					
8 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑤ 職員会議 現職教育	心と体の元気チェック（8月）（記名式）					
		SCによる面談					
		地域の伝統継承「阿曾相撲甚句」（地域の方との交流）					
9 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑥ 職員会議	心と体の元気チェック（9月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		教育相談					

[10~12月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑦ 職員会議	ダンス発表会（絆を強める）					
		心と体の元気チェック（10月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		みかん収穫（縦割り・地域の方との交流）					
		第2回 いじめ調査（10月）（記名式）					
11月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑧ 職員会議	心と体の元気チェック（11月）（記名式）					
		教育相談週間					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		浦っ子発表会（絆を強める）					
12月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑨ 職員会議	人権集会（全校道徳）					
		心と体の元気チェック（12月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					

[1～3月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑩ 職員会議	心と体の元気チェック（1月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		給食感謝のつどい（委員会活動・リーダーづくり）					
		第3回 いじめ調査（1月）（記名式）					
2 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑪ 職員会議	心と体の元気チェック（2月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
3 月	「日記」での児童とのやりとり いじめ防止・対策委員会 ⑫ 職員会議	心と体の元気チェック（3月）（記名式）					
		SCによる面談					
		リアクションタイム（月2回）					
		6年生を送る会（感謝の心・次の学年への自覚）					

〔4～6月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	いじめ対策委員会① 職員会議 「ライフ（日記欄）」での 生徒とのやりとり 学級懇談会	入学式・対面式		
		心と体の元気チェック（4月）（記名式）		
		SCによる面談		
		担任による面談		
5 月	「ライフ（日記欄）」での 生徒とのやりとり いじめ対策委員会② 職員会議	心と体の元気チェック（5月）（記名式）		
		SCによる面談		
		リアクションタイム（月2回）		
		体育大会（絆を強める）		
6 月	「ライフ（日記欄）」での 生徒とのやりとり いじめ対策委員会③ 職員会議	心と体の元気チェック（6月）（記名式）		
		合同道徳		
		第1回 いじめ調査（記名式）		
		SCによる面談		
		教育相談週間		
		リアクションタイム（月2回）		
		地域清掃活動（地域の方との交流）		

[7～9月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	「ライフ（日記欄）」での生徒とのやりとり いじめ対策委員会④ 職員会議	心と体の元気チェック（7月）（記名式）	ひまわり教室（SNS・薬物防止）	みかん摘果（縦割り・地域の方との交流）
		SCによる面談	担任による面談	リアクションタイム（月2回）
8月	「ライフ（日記欄）」での生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑤ 職員会議 現職教育	心と体の元気チェック（8月）（記名式）	地域の伝統継承「阿曾相撲甚句」（地域の方との交流）	
9月	「ライフ（日記欄）」での生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑥ 職員会議	心と体の元気チェック（9月）（記名式）	リアクションタイム（月2回）	SCによる面談
		教科相談週間（定期考査期間）		

[10~12月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	「ライフ（日記欄）」での生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑦ 職員会議	ダンス発表会（絆を強める・リーダーづくり）	心と体の元気チェック（10月）（記名式）	第2回 いじめ調査（10月）（記名式）
		みかん収穫（縦割り・地域の方との交流）	SCによる面談	リアクションタイム（月2回）
11月	「ライフ（日記欄）」での生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑧ 職員会議	心と体の元気チェック（11月）（記名式）	リアクションタイム（月2回）	浦っ子発表会（合唱）（絆づくり・リーダーづくり）
		教育相談週間		
12月	「ライフ（日記欄）」での生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑨ 職員会議	心と体の元気チェック（12月）（記名式）	人権集会（合同道徳・委員会活動）	SCによる面談
		担任による面談	リアクションタイム（月2回）	

[1～3月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	「ライフ（日記欄）」での 生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑩ 職員会議	心と体の元気チェック（1月）（記名式）		
		給食感謝のつどい（委員会活動）		
		リアクションタイム（月2回）		
		第3回 いじめ調査（1月）（記名式）		
		担任による面談		
2 月	「ライフ（日記欄）」での 生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑪ 職員会議	心と体の元気チェック（2月）（記名式）		
		合同道徳		
		教科相談週間（定期考査期間）		
		SCによる面談		
		リアクションタイム（月2回）		
3 月	「ライフ（日記欄）」での 生徒とのやりとり いじめ対策委員会⑫ 職員会議	心と体の元気チェック（3月）（記名式）		
		3年生を送る会（委員会活動・次の学年への自覚）		
		SCによる面談		
		リアクションタイム（月2回）		